

令和6年度決算ベース 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税(国・地方)は2014年4月1日より5%から8%に2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当村の令和6年度決算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 51,638 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 659,117 千円

単位:千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	64,101	670		1,705	61,726	6,947
	障害福祉事業	113,367	78,390			34,977	3,937
	高齢者福祉事業	42,320	4,940		3,210	34,170	3,846
	児童福祉事業	237,533	67,875		5,361	164,297	18,492
	小計	457,321	151,875	0	10,276	295,170	33,222
社会保険	国民健康保険事業	18,703	11,380			7,323	824
	後期高齢者医療事業	60,512	9,238			51,274	5,771
	介護保険事業	79,877	2,702		1,635	75,540	8,502
	小計	159,092	23,320	0	1,635	134,137	15,097
保健衛生	成人保険事業	13,883	1,335		2,372	10,176	1,145
	母子保健事業	11,121	6,180			4,941	556
	疾病予防対策事業	15,922	3,288		39	12,595	1,418
	医療提供体制確保事業	1,778				1,778	200
	小計	42,704	10,803	0	2,411	29,490	3,319
合計		659,117	185,998	0	14,322	458,797	51,638

※ 地方消費税交付金(社会保障費財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。